

向日市議会議員一般選挙

投票日は

7月17日(日)

投票時間は

午前7時～午後8時

■ご注意ください

7月17日(日)の投票日には、次のことに注意してください。

- (1) 投票時間は、午前7時から午後8時までです。
- (2) 投票所へは、「入場整理券」を忘れずに持ってきてください。入場整理券を忘れたり、紛失されたときでも投票できますので、投票所の係員にお申し出ください。
- (3) 投票所で本人確認のため、誕生日をお聞きしますのでご協力ください。
- (4) 投票所に行く前に、あなたの決められた投票所(入場整理券の表に書いてあります)をもう一度確かめてください。投票所の位置は、入場整理券に同封の投票所の地図をご確認ください。
- (5) 手の不自由な方や、読み書きのできない方のために代理投票の制度があります。また、目の不自由な方は、点字投票ができますので、投票所の係員にお申し出ください。

※代理投票された場合でも投票の秘密は守られます。

※投票所には車椅子を備えていますので、ご利用ください(第9投票所を除く)。

■ご利用ください 期日前投票

7月11日(月)～7月16日(土) 午前8時30分～午後8時

7月17日(日)の投票日にレジャーや用務または病気やお産などのため、投票できない方は、前もって「期日前投票」ができます。

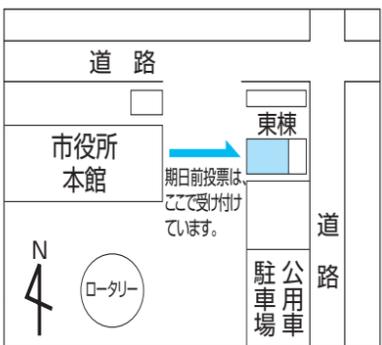
●場所/向日市役所本館 東棟 第1会議室

※投票用紙を直接投票箱に投函していただけます。

※期日前投票をされる際には、期日前投票宣誓書への記載が必要

となります(期日前投票宣誓書が必要な方は、裏面をご利用ください。また、市ホームページからもダウンロードできるほか、期日前投票所にもあります)。

※期日前投票をされる方は、入場整理券を持ってお越しください。



ご確認ください 入場整理券

入場整理券は、世帯ごとに取りまとめ、封筒で郵送します。

なお、今年の4月から入場整理券が従来の横向きから縦向き(下図)に変わっていますので、ご注意ください。

選挙公報

選挙公報は、朝日、京都、産経、毎日、読売各新聞の朝刊に折り込んで、皆様のご家庭に配布します。

これらの新聞を購読されていないご家庭で、「広報むこう」の直接配送の届出をされていない方は、市選挙管理委員会までご連絡ください(電話でも可)。選挙公報をお送りします。

また、新聞折り込み日以後に公民館やコミセンなど市内15か所の公共施設(下表)に、直接取りに行ってくださいこともできます。

■選挙公報を置く施設■

| 施設の名称 | 所在地 |
|---------------|------------|
| 向日市役所 | 寺戸町中野20 |
| 向日市民会館 | 寺戸町中ノ段17-1 |
| 物集女公民館 | 物集女町中条26 |
| 寺戸公民館 | 寺戸町初田18 |
| 森本公民館 | 森本町前田6-7 |
| 鶏冠井公民館 | 鶏冠井町御屋敷26 |
| 上植野公民館 | 上植野町西小路15 |
| 物集女コミュニティセンター | 物集女町北ノ口33 |
| 寺戸コミュニティセンター | 寺戸町山縄手11-3 |
| 西向日コミュニティセンター | 上植野町御塔道7-5 |
| 向日コミュニティセンター | 向日町南山3-3 |
| 上植野コミュニティセンター | 上植野町桑原1-3 |
| 鶏冠井コミュニティセンター | 鶏冠井町上古8-8 |
| 向日市民体育館 | 森本町小柳23-1 |
| 向日市民温水プール | 鶏冠井町上古8-1 |

あなたの一票大切に。



■郵便で不在者投票をする制度があります■

郵便等による不在者投票の対象者

| | 身体障害者手帳 | 戦傷病者手帳 | 介護保険被保険者証 |
|----------------------|---------|------------|-----------|
| 心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸 | 1級または3級 | 特別項症から第3項症 | — |
| 両下肢・体幹・移動機能 | 1級または2級 | 特別項症から第2項症 | — |
| 肝臓の障がい | 1級から3級 | 特別項症から第3項症 | — |
| 免疫の障がい | 1級から3級 | — | — |
| 要介護状態区分 | — | — | 要介護5 |

※制度を利用するには、あらかじめ郵便等投票証明書の交付を受け、投票用紙を請求する必要があります。投票用紙の請求は7月13日午後5時(必着)までですので、お早めにお問い合わせください。

■向日市議会議員一般選挙の投票ができる方■

| | |
|------|----------------------|
| 年齢要件 | 平成3年7月18日以前に出生の方 |
| 住所要件 | 引き続き3か月以上向日市に住所を有する方 |

●向日市へ転入された方

| | |
|-----------------|----------|
| 平成23年4月9日以前の届出 | 投票できます。 |
| 平成23年4月10日以後の届出 | 投票できません。 |

●向日市から転出された方

期間に関係なく、転出届をされた方は投票できません。

●向日市内で転居された方

| | |
|-----------------|------------------|
| 平成23年6月27日以前の届出 | 新住所地の投票区で投票できます。 |
| 平成23年6月28日以後の届出 | 旧住所地の投票区で投票できます。 |

選挙についてのお問い合わせ

向日市選挙管理委員会 ☎931-1111(内線510, 511)